

告 示

埼玉県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規程により、尾田蒔土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十一年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	風 間 良 次	埼玉県秩父市蒔田二千百八十七番地